

第117号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。